2023年5月

お客様各位

株式会社エムズキャリー

**商品車及び特殊車両運送（無人航送）のお引受基準について【九州航路】**

拝啓

掲題の件、弊社九州航路の商品車及び特殊車両運送に関し、「運送をお引き受けできない、またはできない可能性がある車両」の基準を下記の通りご案内申し上げます。ご利用のお客様におかれましては、事前に以下基準をご確認、ご了承いただいた上で乗船のお申込みを賜ります様、宜しくお願い申し上げます。なお、以下基準に特段記載のない事項につきましては、**内航標準運送約款（国土交通省告示第253号）**によるものとさせて頂きますので、併せてご了承お願い申し上げます。

今後とも弊社九州航路海上輸送サービスをご愛顧賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

記

1. お引受基準について

弊社が海上運送に不適当と判断する車両は、運送をお引受できません。また、一旦お預かりした後であっても、乗船までの間に不適当な箇所が発見された場合は同様にお引受できず、後日お客様に当該車両をお引取いただく事となります。

「お引受できない、またはできない可能性のある車両」の基準および事例に付いては以下の通りとなりますので、乗船港への車両搬入にあたっては、事前に車両の状態を十分ご確認の上、お持込み下さいます様お願い申し上げます。

1. **車両評価額が500万円以上のものはお引受できない場合があります。**
2. **放射線検査において0.3マイクロシーベルト/時を超える線量が検出された車両**
3. **著しく年式の古い車両、特殊加工を施した車両、特注生産など生産量が少ない車両など希少価値（プレミアム）が内在すると当社で判断し、その市場価値の判定が困難と思われる車両**
4. **その他、お引受できない車両の例**

**＝「運転操作に支障がある車両、または本船や海上汚染の可能性がある車両」**

（例）・自走できない（整備不良や事故等によりエンジン始動できないものを含む）

　　 ・タイヤ軸が曲がっている

・タイヤがパンクしている

・サイドブレーキが利かない

・ガラスが割れている

・前照灯（ライト）が点灯しない

・視界が悪く運転に支障がある

・エア漏れ等やトランスミッション（変速機）操作ができない

・燃料又はオイル、冷却液が漏れている

・泥汚れが著しい

**＝「乗下船作業、輸送中の安全確保が困難な車両」**

（例）・船内固縛が困難

・車高が低い（最低地上高が12㎝未満）

・バッテリー上がりや燃料切れなどによりエンジンが始動出来ない

・お客様ご自身の乗下船作業（特殊な操作・エンジン始動等）が必要

　　　　　・走行中異音がする

1. 車両の外装点検(検収作業)について

弊社では車両のお引受、お引渡等の際に外装点検を行っておりません。内装、搭載品およびエンジン・トランスミッション、緩衝装置等の車両内部についても点検を行いませんので、ご了承ください。

以上